

議 会 議 案 第 2 号

新居浜市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 2 1 日 提出

新居浜市議会議員	大 條 雅 久
新居浜市議会議員	藤 原 雅 彦
新居浜市議会議員	合 田 晋一郎
新居浜市議会議員	田 窪 秀 道
新居浜市議会議員	山 本 健十郎
新居浜市議会議員	篠 原 茂
新居浜市議会議員	仙 波 憲 一

新居浜市議会委員会条例の一部を改正する条例

新居浜市議会委員会条例（平成 3 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の 2 第 1 項第 1 号中「委員その他委員会出席者（以下「委員等」という。）」を「委員」に、「困難と判断される実情がある」を「困難であると認められる」に改め、同項第 2 号中「開催場所への」を「開催場所への委員の」に、「困難な委員等からオンラインを活用した委員会の開催の求めがある」を「困難であると認められる」に改め、同条第 2 項中「委員等」を「委員」に、「よる出席（以下「オンライン出席」という。）」を「よる出席」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 オンライン委員会に、オンラインにより出席している委員は、この条例の規定の適用については、当該オンライン委員会に出席しているものとみなす。

4 オンライン委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第16条中「出席（オンライン出席を含む。第24条を除き、以下同じ。）をしなれば」を「出席しなければ」に改める。

第17条第1項中「出席委員（オンライン委員会にオンライン出席をした委員（以下「オンライン出席委員」という。）を含む。以下同じ。）」を「出席委員」に改める。

第18条ただし書中「出席をし」を「出席し」に改める。

第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者が、オンラインによる出席を希望するときは、委員長の許可を得なければならない。

第22条第2項中「オンライン出席委員」を「オンラインにより出席している委員」に、「、オンライン出席」を「、オンラインによる出席」に改める。

第24条中「出席をして」を「出席して」に改める。

第25条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 公述人は、委員長が認めたときは、オンラインにより公聴会に出席することができる。

第26条第3項中「こと」を「こと（オンラインにより出席している公述人においては、オンラインによる出席ができないようにすること）」に改める。

第29条第3項中「第26条、第27条及び第28条」を「前3条」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、委員長が認めたときは、オンラインにより委員会に出席することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

口頭説明